

令和7年1・2月号

# SANWA LINER

URL <http://www.tkcnf.com/sanwa-kaikei/pc/>

〔※ ホームページも情報満載です。  
是非、ご覧下さい!!〕

税理士法人

## 三和会計事務所

山形市浜崎 76 番地 7

TEL : (023) 624-3466 FAX : (023) 624-3472

E-mail : [sanwa-kaikei@tkcnf.or.jp](mailto:sanwa-kaikei@tkcnf.or.jp)



← QRで簡単に  
ホームページへ



新年明けましておめでとうございます。

旧年中は格別なご高配を賜り、まことに有難く御礼申し上げます。  
本年も、より一層のご支援を賜りますよう、職員一同心よりお願い申し上げます。



# 速報！！税制改正大綱特集



## 法人税

### ① 防衛特別法人税(仮称)の創設

→ 令和8年4月1日以後に開始する事業年度より法人税額(500万控除後)×4%を課税

### ② 中小企業基盤強化税制、地域未来投資促進税制の拡充

### ③ 中小企業の法人税の軽減税率の特例(800万円以下15%)の2年延長

※所得の金額が10億円を超える年度は17%となる一部見直しあり

## 所得税

### ① 物価上昇局面における税負担の調整(いわゆる年収103万円の壁)

(ア)所得税基礎控除48万円 → 58万円 (イ)給与所得控除の最低保証額55万円 → 65万円

(ア)+(イ)により扶養の条件が103万円 → 123万円に変更

### ② 特定扶養控除(年齢19歳以上23歳未満の親族等)の適用拡大

該当親族の合計所得が85万円までは現行と同一の63万円の控除を適用、親族の合計所得により段階的に控除額が縮小するものの、合計所得123万円までは特定扶養控除が適用対象になる

### ③ 確定拠出年金(企業型DC,iDeCo等)の拠出限度額等の引き上げ

### ④ 子育て支援に関する税制の拡充(住宅ローン控除上乗せ、生命保険料控除増額4万円→6万円)

その他、事業承継税制の役員就任要件等の緩和(贈与税)など各種税制改正が見込まれております。

※上記は大綱の一部を抜粋したものであり、個々に制限や調整がございます。



	日	月	火	水	木	金	土
1 · 2 月				①	②	③	④
	⑤	6	7	8	9	10	⑪
	⑫	⑬	14	15	16	17	⑯
	⑯	20	21	22	23	24	⑰
	⑭	27	28	29	30	31	①
	⑮	3	4	5	6	7	⑧
	⑯	10	11	12	13	14	⑯
	⑰	17	18	19	20	21	⑲
	⑳	24	25	26	27	28	

## 1・2月の税務カレンダー

- 1/10(金) · 前年12月分源泉所得税(毎月納付される原則の方)  
· 住民税の特別徴収税額の納期限

- 1/20(月) · 年2回納付の特例適用者の源泉所得税の納付期限

- 1/31(金) · 11月決算法人の確定申告と納税

- 5月決算法人の中間申告と納税  
· 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告と納税[消費税及び地方消費税]  
· 給与支払報告書、法定調書、償却資産申告書の提出期限

## 2月の主な税務

- 2/10(月) · 1月分源泉所得税(毎月納付される原則の方)  
· 住民税の特別徴収税額の納期限

- 2/28(金) · 12月決算法人の確定申告と納税

- 6月決算法人の中間申告と納税  
· 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告と納税[消費税及び地方消費税]